

**【表紙】**

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年3月9日
【計算期間】	第21特定期間（自平成29年6月13日 至平成29年12月11日）
【ファンド名】	三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	03-6250-4740
【縦覧に供する場所】	該当ありません

（注）この有価証券報告書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第7条第4項の規定により、平成29年9月11日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書とみなされます。

## 証券情報

平成29年9月11日提出済みの有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、ホームページアドレスの変更を行います。

## （４）発行（売出）価格

<更新後>

（略）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

（略）

## 有価証券報告書

## 第一部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ( )	ETF	特殊型 ( )
		資産複合		

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ( )	日経225	ブル・ベア型
	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ( )	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
	年6回	欧州				
	年12回 (隔月)	アジア				
	年12回 (毎月)	オセアニア				
	日々	中南米				
	その他 ( )	アフリカ				
		中近東 (中東)				その他 ( )
		エマージング				
不動産投信						

その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))						
資産複合 ( )						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

## 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。	
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

## [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等を実質的な主要投資対象とし、厳選した10カ国に分散投資を行うことにより、高い利子収入の獲得と中長期的な値上がり益の獲得をめざします。

## ファンドの特色



**1** 高い利子収入の獲得と中長期的な信託財産の成長をめざして、主に新興国の現地通貨建ての国債および国際機関債等に投資を行います。

- ファンドにおいて国債および国際機関債等とは、国債、複数国が協調して設立した国際的な組織が発行する債券、および投資対象国の政府系機関が発行する債券のうち投資対象国の政府が保証を行うか政府出資比率が100%の企業が発行する債券、等を指します。



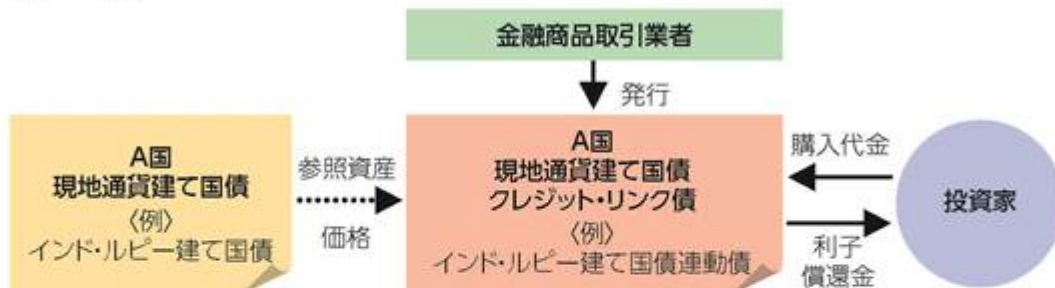
## 新興国とは

ファンドにおける「新興国」とは、原則として世界銀行分類の高所得国を除く国を指します。

## 投資対象について

投資対象国の規制等により、現地通貨建ての国債等への直接投資が難しい場合、ほぼ同等の投資成果が見込まれるクレジット・リンク債に投資することがあります。

<イメージ図>



- 投資するクレジット・リンク債は、通常、取得コスト等の理由から格付けを取得しません。
- 投資判断に当たっては、投資成果が連動する債券の格付けおよび取得時の発行体（金融商品取引業者）の格付けも参考にします。

例えば、金融商品取引業者に、ある現地通貨建て新興国国債にパフォーマンスが連動する新たな債券（＝クレジット・リンク債）を発行してもらいます。当該クレジット・リンク債は、現地通貨建て新興国債券のリスクを内包しており、その価格は為替や金利の変動に伴う参照資産のリターンの変動に連動します。なお、発行体の金融商品取引業者の信用リスクが大きく変動した場合も当該クレジット・リンク債の価格はその影響を受けます。

- 金融商品取引業者とは、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者（外国の法令に準拠し、外国において同種の業務を行う法人等を含む）をいいます。
- 参照資産が新興国の債券指数となる場合もあります。

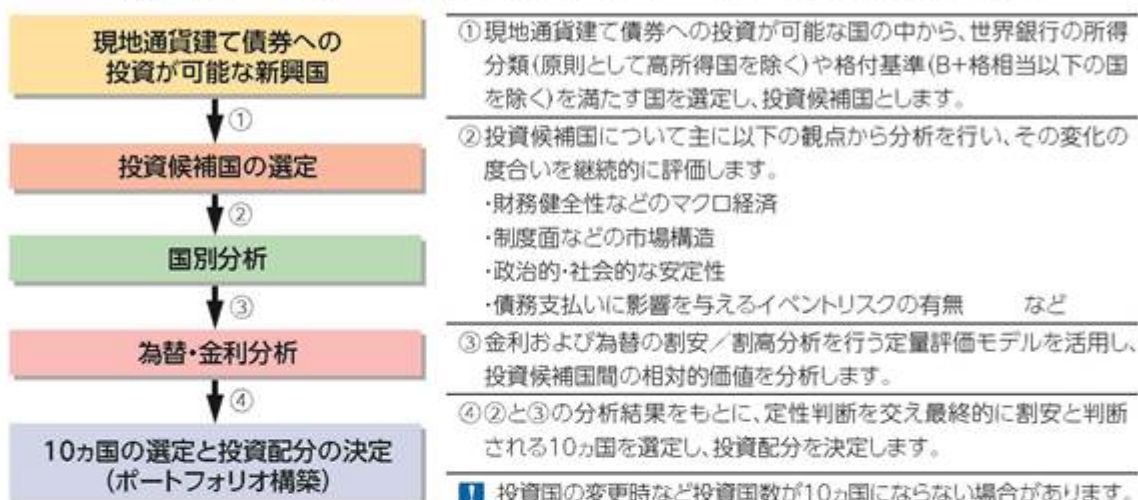
特色 2

投資適格の信用力(BBB-格相当以上)を持つ債券を中心に、厳選した10カ国に分散投資を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。

- 新興国の現地通貨建て債券への実質的な投資は、「新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」を通じて行います。

① 格付けは、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス(Moody's)、フィッチ・レーティングスのうち最も高い格付けを適用します。

### 厳選した10カ国に分散投資を行うポートフォリオ構築の流れ



- 10カ国に分散投資を行うため、新興国の現地通貨建て債券市場全体に幅広く投資した場合に比べて、リスクは高くなる傾向がありますが、以下のような運用を行い、ファンド全体のリスク低減を図ります。

- ◆ 1カ国への投資比率は、純資産総額の15%以内を目安とします。
- ◆ 取得時において、BB+格相当以下の格付けを有する債券への投資は、純資産総額の20%以内とし、B+格相当以下の債券への投資は行いません。
- ◆ 投資国で非常事態が発生した場合は、純資産総額の20%程度を上限に先進国の国債へ投資する場合があります。
- ◆ 外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。

☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufj.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

### □ 格付け(長期信用格付け)とは

債券の中長期的な元本・利息の支払いの確実性の度合いについてランク付けしたものです。

これは、アルファベットを使った簡単な記号で表現されており、世界各国、産業別の債券について比較しやすいため、広く利用されています。

	信用力															
	投資適格格付け							投機的格付け								
Moody's	Aaa	Aa	A	Baa	Ba1	Ba2	Ba3	B1	B2	B3	Caa1	Caa2	Caa3	Ca	C	-
S&P、フィッチ・レーティングス	AAA	AA	A	BBB	BB+	BB	BB-	B+	B	B-	CCC+	CCC	CCC-	CC	C	D
	低							高								
	利回り															
	低							高								

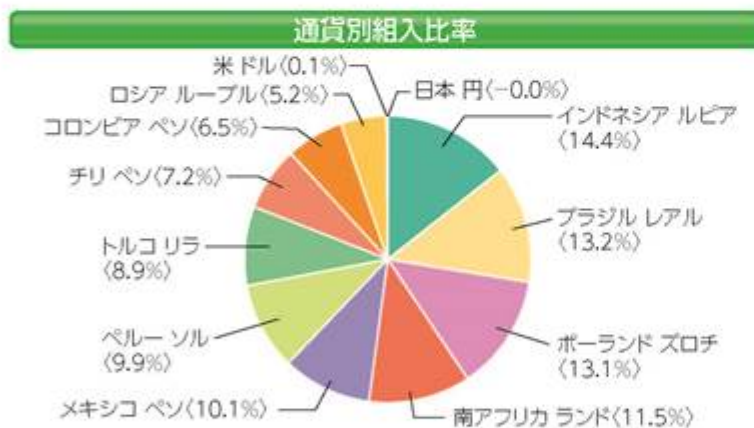
Moody'sでのAaからBaaまでの格付けには「1, 2, 3」、また、S&Pとフィッチ・レーティングスでのAAからBBBまでの格付けには「+、-」という付加記号を省略して表示しています。

上記は格付けと利回りの間の一般的な関係を示したイメージ図であり、利回りは格付け以外の要因によっても変動するため、この関係通りの利回りが成立しない場合があります。





**ファンドが投資する「新興国現地通貨建債券ファンドF(適格機関投資家専用)」の  
運用状況(2017年12月29日現在)**



比率は実質的な投資通貨で分類した純資産総額に対する割合です。  
クレジット・リンク債の比率は、連動する現地通貨建て新興国債券の現地通貨  
で分類しています。  
比率には、債券評価額、未収利息の他に、未受渡取引・各種費用による未収  
金・未払金などが考慮されております。  
日本円にはコールローン等、その他が含まれ、マイナスの値が表示される  
ことがあります。

**債券の格付け分布**

格付け	比率	銘柄数
AAA格	0.00%	0
AA格	7.23%	1
A格	32.26%	5
BBB格	46.41%	5
BB格	13.13%	1
B格以下	0.00%	0
無格付け	0.00%	0

比率は純資産総額に対する割合です。格付  
けは、S&P、Moody's、フィッチ・レーティン  
グスのうち、最も高い格付けを採用して  
います。格付けを取得していない場合は、モ  
ルガン・スタンレー・インベストメント・マネ  
ジメント・インクによる独自の格付けを採用  
しています。

- ❶ 四捨五入の関係で上記の数字を合計しても100%にならないことがあります。
- ❷ 上記グラフは過去の実績・状況であり、将来の運用状況・成果等を示唆・保証するものではありません。

### 特色3

#### 原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、投資対象ファンドにおいて為替ヘッジを行うことがあります。為替ヘッジを行った場合、そのコストとして日本と投資対象通貨国の金利差相当分を負担することになります。
- ❗ 為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

### 特色4

#### モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントのノウハウを活用します。

- モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行う「新興国現地通貨建債券ファンド F（適格機関投資家専用）」が投資するマザーファンドの運用に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクに再委託されます。

##### モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社について

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの主要拠点として1987年に設立されました。日本では、公的年金、企業年金、金融機関などの機関投資家向け資産運用業務のほか、国内投信委託会社との運用の再委託契約を中心としたビジネスを展開しています。

##### モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントについて

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント(MSIM)は、モルガン・スタンレーの資産運用部門として1975年に設立されました。MSIMが提供する運用戦略は、広範な地域、資産クラス(株式、債券、オルタナティブ、非上場資産)をカバーしています。また、MSIMでは優れた運用プロフェッショナルの知見と、モルガン・スタンレーのリソースを活用したサービスの提供に努めています。グローバル企業としてのプレゼンスとリソースを生かすことで、グローバルなリサーチおよび運用体制を活用できる点が強みとなっています。

### 特色5

#### 毎月の安定分配をめざします。

- 毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、配当等収益等を中心に経費等を勘案して、分配を行います。
- 6月と12月の決算時には、上記の分配に加え、基準価額水準を考慮して委託会社が決定する額を付加して分配(ボーナス分配)する場合があります。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、分配金額は運用実績に応じて変動します。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ❑ 配当等収益等は、経費等控除後の配当等収益のほか、収益調整金および分配準備積立金の一部を含みます。
- ❑ ボーナス分配とは、特定月の決算時に売買益等がある場合に、毎月の配当等収益等から行う安定分配に上乘せして行う分配です。なお、売買益がある場合でもボーナス分配を行わない場合があります。

## 収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



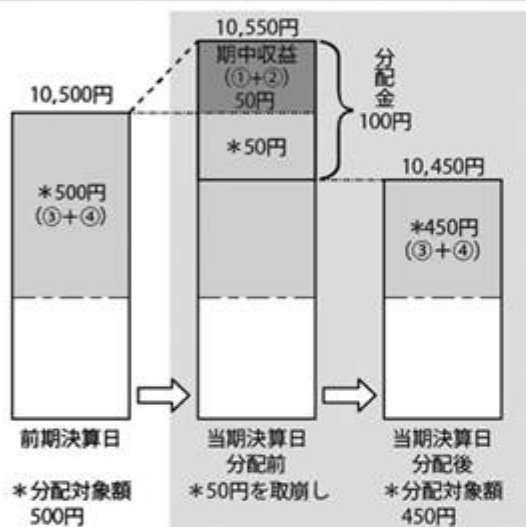
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

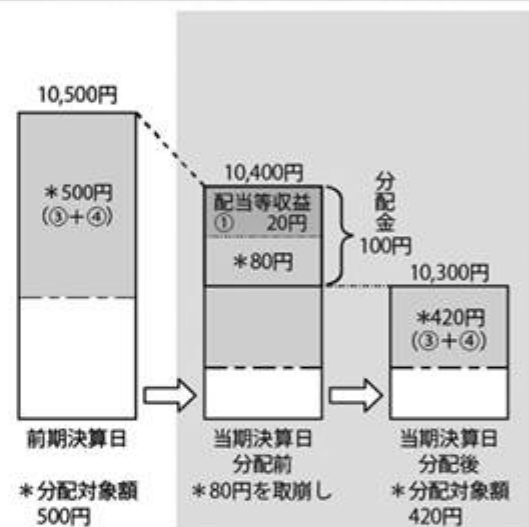
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

## 前期決算日から基準価額が上昇した場合



## 前期決算日から基準価額が下落した場合



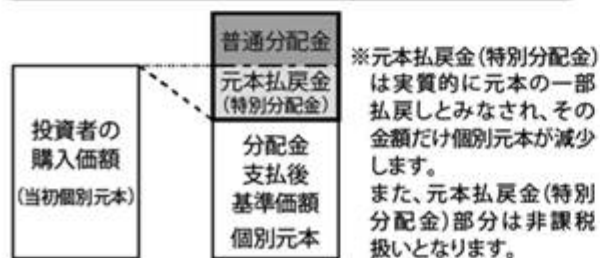
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

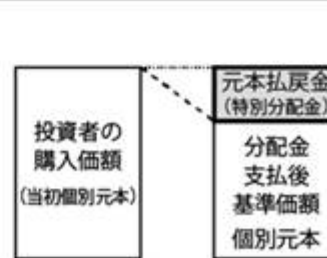
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

## 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



## 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

## ■ファンドの仕組み

運用はファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



❗ ファンドの商品性が維持できないと判断した場合には、上記の投資対象ファンドを変更する場合があります。

## ■主な投資制限

投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

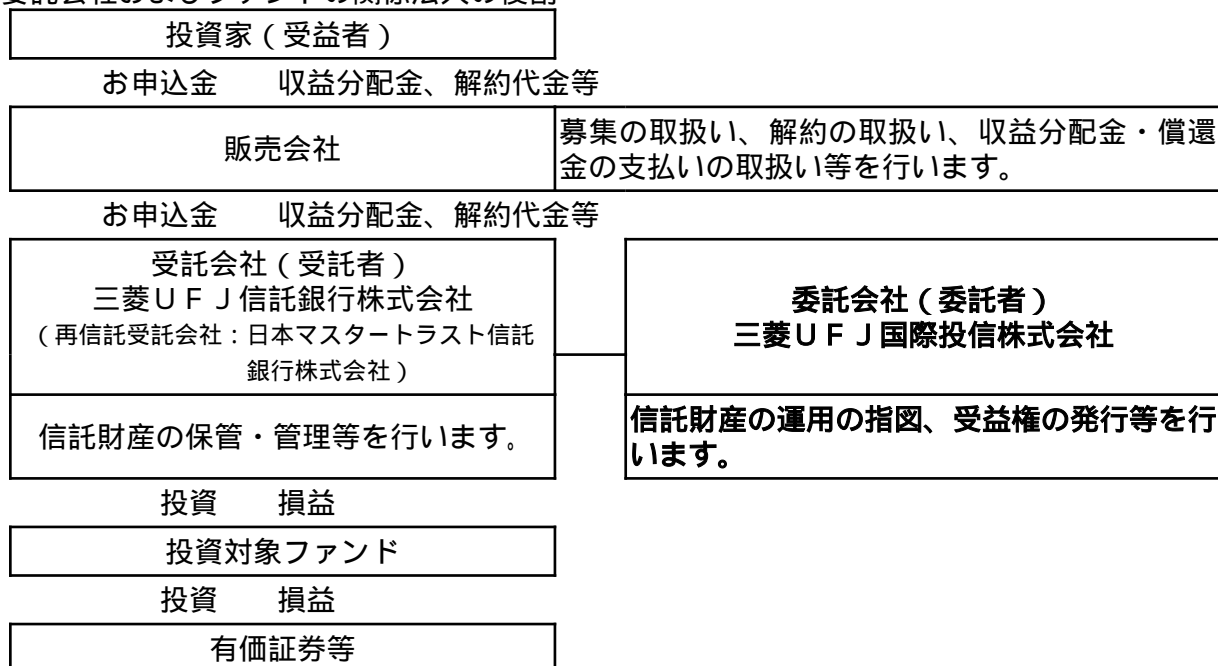
市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成19年8月14日 設定日、信託契約締結、運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「募集・販売の取扱い等に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況

## ・資本金

2,000百万円（平成29年12月末現在）

## ・沿革

- 平成9年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
- 平成16年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
- 平成17年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
- 平成27年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

## ・大株主の状況（平成29年12月末現在）

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	107,855株	51.0%
三菱UFJ証券ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	71,969株	34.0%
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	31,757株	15.0%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

主として証券投資信託である新興国現地通貨建債券ファンド F（適格機関投資家専用）およびマネー・マーケット・マザーファンドの投資信託証券への投資を通じて、新興国の債券に実質的な投資を行います。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

当ファンドの運用目標を達成するため、新興国債券に関する高い専門知識と長期の運用実績を有するモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクをマザーファンドの再委託会社とする、同社のグループ会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社が運用を行う「新興国現地通貨建債券ファンド F（適格機関投資家専用）」を選定しました。

余裕資金の運用のため、投資対象ファンドの具体的投資先を重視して、国内短期金融商品等に投資を行う、「マネー・マーケット・マザーファンド」を選定しました。

なお、市況動向および資金動向等により上記のような運用を行えない場合があります。

（注）当ファンドの商品性が維持できないと判断した場合には、上記の投資対象ファンドを変更する場合があります。

### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

1．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

2．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

1．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および、社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）

2．コマーシャル・ペーパー

3．外国または外国の者の発行する証券または証書で、2．の証券の性質を有するもの

4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1．の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

1．預金

2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

3．コール・ローン

4．手形割引市場において売買される手形



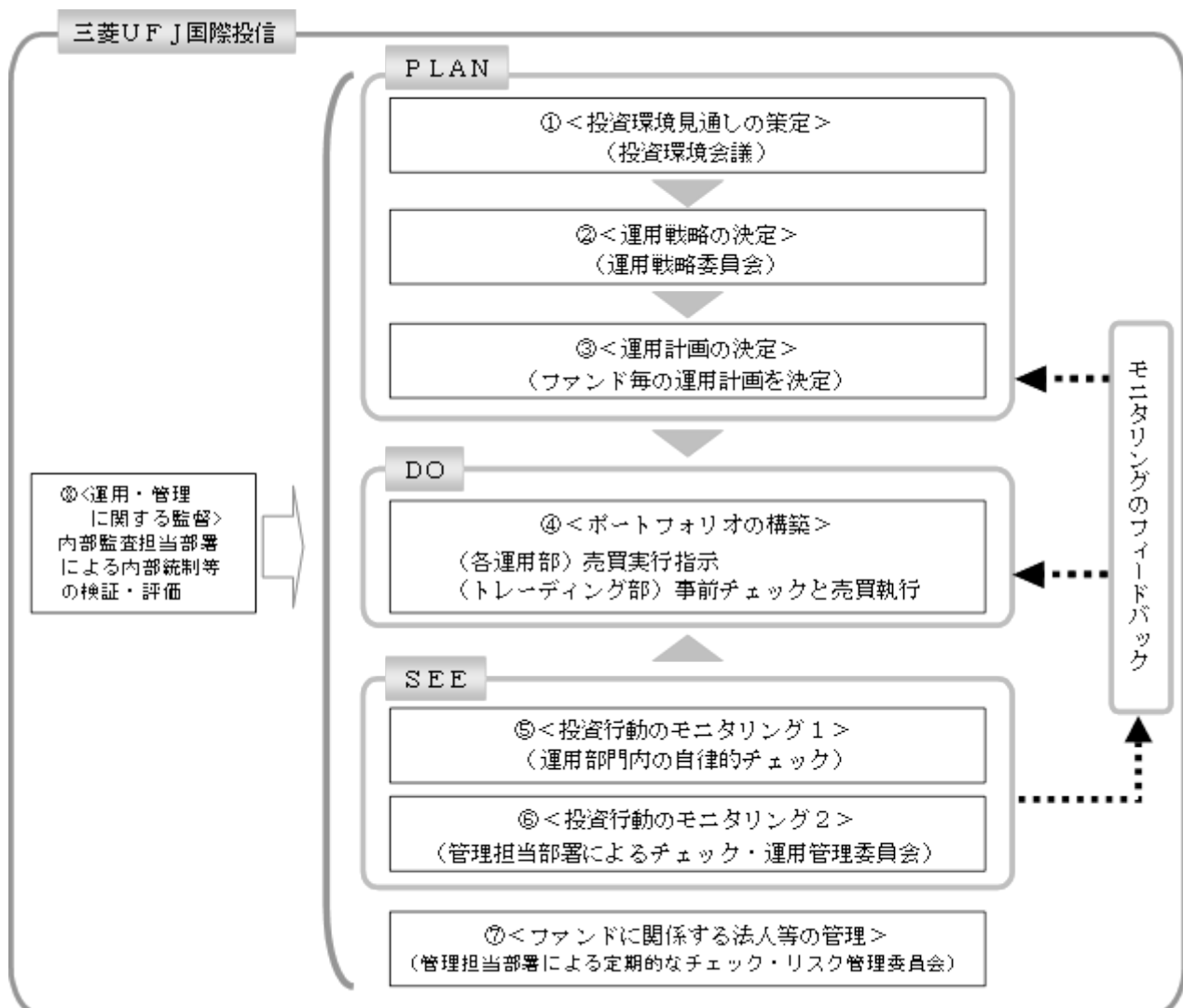
## &lt; 投資信託証券の概要 &gt;

ファンド名	新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)
設定日	2007年8月15日
信託期間	無期限
基本方針	主として新興国の現地通貨建債券に投資し、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。
投資対象	新興国現地通貨建債券マザーファンド受益証券(マザーファンド受益証券)を主要投資対象とします。ただし、直接債券等に投資する場合があります。
投資態度	①マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得をめざします。 ②実質外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。 ③市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	①主として新興国の現地通貨建の国債および国際機関債等(以下、「国債等」といいます。)に投資を行うことにより、安定したインカムゲインの確保とキャピタルゲインの獲得を目的に、投資信託財産の長期的な成長をめざします。 ②国別のファンダメンタルズ分析を行い、債券および通貨のバリュエーション分析等に基づいて国および銘柄を選定するアクティブ運用を行います。投資先の新興国は10ヵ国とすることを基本とします。ただし、投資国の変更時などにおいて、10ヵ国としない場合があります。 ③国債等のほか、新興国の発行体の債券の価値や指数の収益率を反映する債券などその他の債券に投資することがあります。 ④投資にあたっては、原則として次の範囲で行います。ただし、新興国債券の市場構造等が変化した場合、以下と異なる場合があります。 ・1ヵ国への投資比率は、投資信託財産の純資産総額の15%以内を目安とします。 ・取得時において、BB+ (S&Pグローバル・レーティング)、Ba1 (ムーディーズ・インベスターズ・サービス)またはBB+ (フィッチ・レーティング)以下の格付けを有する債券への投資は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・取得時において、B格(B+相当の格付けを含みます。)以下の格付けを有する債券への投資は行いません。 ・上記において、個々の債券の銘柄が各格付会社から異なる格付けを得ている場合は、いずれか高い格付けを適用します。また、上記のいずれの格付会社からも格付けを付与されていない債券に投資する場合は、当該債券の格付けは、委託会社がS&Pグローバル・レーティング、ムーディーズ・インベスターズ・サービスまたはフィッチ・レーティングの格付けに相当すると判断したものを適用します。 ⑤投資国において、政治・経済情勢や投資環境等の急変、市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等が起きた場合、投資信託財産の純資産総額の20%程度まで先進国の国債に投資する場合があります。 ⑥外貨建資産について為替ヘッジは原則として行いません。ただし、為替に重大な影響を与えると判断される政治・経済情勢、金利動向等によっては、為替ヘッジを行うことがあります。なお、市況動向、投資環境等に応じて、投資を行う債券の建値の通貨売り、他の外貨買いの為替取引を行うことがあります。 ⑦市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
投資制限 (信託約款上)	①マザーファンド受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ②株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③株式への実質投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使により取得した株券および新株引受権証券、新株引受権証券または新株予約権証券の権利行使により取得した株券、および社債権者割当または株主割当により取得した株券ならびに優先株券に限ります。 ④外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ⑤同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑦投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
ファンドの関係法人	委託会社:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社 マザーファンドの投資運用会社:モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額の年0.8856%(税抜 年0.82%)
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	基準価額の0.1%



ファンド名	マネー・マーケット・マザーファンド
設定日	2005年3月4日
信託期間	無期限
基本方針	安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。
投資対象	わが国の公社債等を主要投資対象とします。
投資態度	わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限 (信託約款上)	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③有価証券先物取引等を行うことができます。 ④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ⑤金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
ファンドの関係法人	委託会社:三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

## (3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

#### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

#### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

#### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部門から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

#### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

#### 投資行動のモニタリング2

運用部門から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

#### ファンドに關係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に關係する法人については、その業務に關係する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

#### 運用・管理に關係する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に關係する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

さらに、委託会社は、三菱UFJ信託銀行からの投資環境および全資産に關係する助言を活用して、質の高い運用サービスの提供に努めています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

#### （4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。以下同じ。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定するものとし、原則として配当等収益等を中心に安定した分配をめざします。ただし、毎年6月・12月の決算時には、上記安定分配相当額のほか、上記の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。なお、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

#### （5）【投資制限】

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

株式への直接投資は行いません。

外貨建資産

外貨建資産への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

公社債の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めるときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- b. a. の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- c. 信託財産の一部解約等の事由により、b. の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

#### 資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

#### 信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

### 3【投資リスク】

#### (1) 投資リスク

当ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。このため、お申込みの際は、当ファンドのリスクを認識・検討し、慎重に投資のご判断を行っていただく必要があります。

#### 価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

#### 留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。

#### （２）投資リスクに対する管理体制

「投資リスク」をファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うこと、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行うこと、を基本の考え方として、投資リスクの管理体制を構築しています。

また、定期的開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。

各投資リスクに関する管理体制は以下の通りです。

#### 価格変動リスク・為替変動リスク

価格変動リスク・為替変動リスクは、運用部門において、資産構成比率に関する事項や、その他のファンドのリスク特性に関する事項を主な対象項目として常時把握し、ファンドコンセプトに沿ったリスクの範囲でコントロールしています。

また、価格変動リスク・為替変動リスクは、運用部門から独立した管理担当部署によってリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行う体制をとっており、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

#### 信用リスク

信用リスクについては、運用部門においてリスクの把握、ファンド毎に定められたリスクの範囲での運用、を行っているほか、運用部門から独立した管理担当部署でモニタリングを行うなど、価格変動リスク・為替変動リスクと同様の管理体制をとっています。

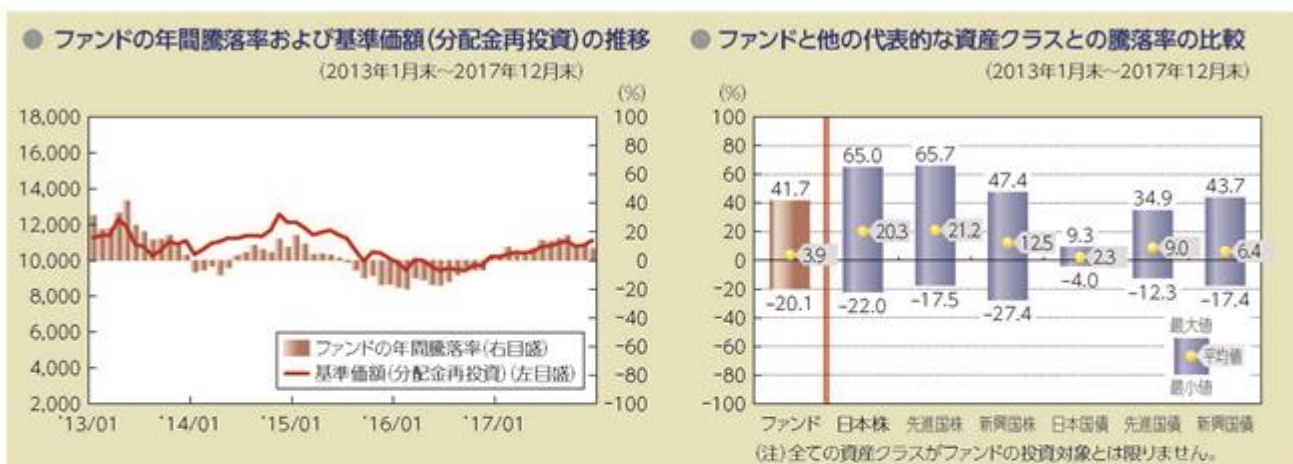
信用リスクは、財務・格付基準に関する事項や、分散投資に関する事項などを主な対象項目として管理していますが、格付等の外形的基準にとどまらず、発行体情報の収集と詳細な分析を行うよう努めています。

#### 流動性リスク

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立した管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果は運用管理委員会等に報告されます。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIX(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX(配当込み)に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX(配当込み)の算出もしくは公表の停止またはTOPIX(配当込み)の商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPIとは、野村証券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(国債)はそのサブインデックスです。わが国の国債で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI(国債)は野村証券株式会社の知的財産であり、運用成果等に関し、野村証券株式会社は一切関係ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

申込価額（発行価格）×2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：毎営業日の9:00～17:00）

申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

消費税および地方消費税に相当する金額（「消費税等相当額」といいます。）を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

## (2)【換金（解約）手数料】

解約手数料はかかりません。

ただし、解約時に信託財産留保額（当該基準価額の0.1%）が差し引かれます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

## (3)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、以下により計算されます。

信託財産の純資産総額 × 年0.9504%（税抜年0.88%）（「信託報酬率」といいます。）

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 ×（保有日数 / 365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

委託会社は、信託報酬から、販売会社に対し、販売会社の行う業務に対する報酬を支払います。したがって、実質的な信託報酬の配分は、次の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.2592% （税抜年0.24%）	年0.648% （税抜年0.6%）	年0.0432% （税抜年0.04%）

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、次の通りとなります。

年1.836%（税込）程度

（注）上記は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。

## &lt;ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率&gt;

投資信託証券の名称	信託報酬率（税込）
新興国現地通貨建債券ファンド F（適格機関投資家専用）	年0.8856%
マネー・マーケット・マザーファンド	-

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

## (4)【その他の手数料等】

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了のときに信託財産から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託証券の売却に伴う信託財産留保額、受託会社の立て替えた立替金の利息、借入金の利息および借入れに係る品借料は、受益者の負担として信託財産から支払われます。

上記の信託事務の処理に要する諸費用には、有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等が含まれます。

（＊）「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

ご投資家のみなさまにご負担いただく手数料等の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。なお、当ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

#### 費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
換金（解約）手数料	直接	商品の換金に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額
信託報酬	間接	（委託会社（再委託先への報酬を含む場合があります。）） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
保管費用 （カストディフィー）	間接	外国での資産の保管等に要する費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

#### （５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

##### １．収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

##### ２．解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5% ) の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座 ( 源泉徴収選択口座 ) を利用する場合、20.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5% ) の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失 ( 譲渡損 ) については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得 ( 申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。 ) との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA ( 少額投資非課税制度 ) およびジュニアNISA ( 未成年者少額投資非課税制度 ) 」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

#### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315% ( 所得税15%、復興特別所得税0.315% ) の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

#### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等 ( 申込手数料 ( 税込 ) は含まれません。 ) が当該受益者の元本 ( 個別元本 ) にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金 ( 特別分配金 ) を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金 ( 特別分配金 ) を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

#### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金 ( 特別分配金 ) となり、当該収益分配金から当該元本払戻金 ( 特別分配金 ) を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金 ( 特別分配金 ) を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金 ( 特別分配金 ) を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は平成29年12月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



## 5【運用状況】

## (1)【投資状況】

平成29年12月29日現在  
(単位：円)

資産の種類	国/地域名	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,675,358,311	96.77
親投資信託受益証券	日本	5,322,295	0.31
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		50,622,978	2.92
純資産総額		1,731,303,584	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2)【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

平成29年12月29日現在

国/地域	銘柄	種類	業種	口数	上段：帳簿価額 下段：評価額		利率(%) 償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
					単価(円)	金額(円)		
日本	新興国現地通貨建債券ファンド F(適格機関投資家専用)	投資信託 受益証券		3,191,158,689	0.5180	1,653,310,596		96.77
					0.5250	1,675,358,311		
日本	マネー・マーケット・マザー ファンド	親投資信託 受益証券		5,226,135	1.0184	5,322,295		0.31
					1.0184	5,322,295		

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類/業種別投資比率

平成29年12月29日現在

種類/業種別	投資比率(%)
投資信託受益証券	96.77
親投資信託受益証券	0.31
合計	97.08

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## (3)【運用実績】

## 【純資産の推移】

下記計算期間末日および平成29年12月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額	基準価額 (1万口当たりの純資産価額)
第3計算期間末日 (平成20年1月10日)	14,611,362,698 (分配付) 14,516,419,092 (分配落)	10,003 (分配付) 9,938 (分配落)
第4計算期間末日 (平成20年2月12日)	16,101,981,756 (分配付) 15,991,878,119 (分配落)	9,506 (分配付) 9,441 (分配落)
第5計算期間末日 (平成20年3月10日)	16,992,751,266 (分配付) 16,871,113,800 (分配落)	9,080 (分配付) 9,015 (分配落)
第6計算期間末日 (平成20年4月10日)	18,129,477,522 (分配付) 17,999,344,077 (分配落)	9,055 (分配付) 8,990 (分配落)
第7計算期間末日 (平成20年5月12日)	19,449,778,302 (分配付) 19,310,670,610 (分配落)	9,088 (分配付) 9,023 (分配落)
第8計算期間末日 (平成20年6月10日)	21,655,283,600 (分配付) 21,504,860,559 (分配落)	9,358 (分配付) 9,293 (分配落)
第9計算期間末日 (平成20年7月10日)	23,440,122,076 (分配付) 23,278,988,033 (分配落)	9,456 (分配付) 9,391 (分配落)

第10計算期間末日 （平成20年 8月11日）	25,358,754,528（分配付） 25,190,117,556（分配落）	9,774（分配付） 9,709（分配落）
第11計算期間末日 （平成20年 9月10日）	24,976,273,128（分配付） 24,797,280,388（分配落）	9,070（分配付） 9,005（分配落）
第12計算期間末日 （平成20年10月10日）	19,812,708,050（分配付） 19,632,824,187（分配落）	7,159（分配付） 7,094（分配落）
第13計算期間末日 （平成20年11月10日）	18,646,364,491（分配付） 18,467,497,159（分配落）	6,776（分配付） 6,711（分配落）
第14計算期間末日 （平成20年12月10日）	17,680,813,911（分配付） 17,500,886,180（分配落）	6,387（分配付） 6,322（分配落）
第15計算期間末日 （平成21年 1月13日）	17,439,742,089（分配付） 17,260,123,389（分配落）	6,311（分配付） 6,246（分配落）
第16計算期間末日 （平成21年 2月10日）	17,591,270,835（分配付） 17,411,206,504（分配落）	6,350（分配付） 6,285（分配落）
第17計算期間末日 （平成21年 3月10日）	17,332,211,078（分配付） 17,152,729,594（分配落）	6,277（分配付） 6,212（分配落）
第18計算期間末日 （平成21年 4月10日）	20,224,144,257（分配付） 20,043,283,376（分配落）	7,268（分配付） 7,203（分配落）
第19計算期間末日 （平成21年 5月11日）	20,751,254,825（分配付） 20,568,258,746（分配落）	7,371（分配付） 7,306（分配落）
第20計算期間末日 （平成21年 6月10日）	21,311,762,057（分配付） 21,121,626,405（分配落）	7,286（分配付） 7,221（分配落）
第21計算期間末日 （平成21年 7月10日）	21,391,683,952（分配付） 21,192,729,606（分配落）	6,989（分配付） 6,924（分配落）
第22計算期間末日 （平成21年 8月10日）	23,932,690,312（分配付） 23,727,871,458（分配落）	7,595（分配付） 7,530（分配落）
第23計算期間末日 （平成21年 9月10日）	23,755,657,819（分配付） 23,544,129,921（分配落）	7,300（分配付） 7,235（分配落）
第24計算期間末日 （平成21年10月13日）	24,937,615,981（分配付） 24,716,147,104（分配落）	7,319（分配付） 7,254（分配落）
第25計算期間末日 （平成21年11月10日）	25,261,930,756（分配付） 25,035,771,342（分配落）	7,260（分配付） 7,195（分配落）
第26計算期間末日 （平成21年12月10日）	24,927,336,805（分配付） 24,695,920,385（分配落）	7,002（分配付） 6,937（分配落）
第27計算期間末日 （平成22年 1月12日）	27,150,867,215（分配付） 26,912,609,673（分配落）	7,407（分配付） 7,342（分配落）
第28計算期間末日 （平成22年 2月10日）	26,002,976,551（分配付） 25,759,251,809（分配落）	6,935（分配付） 6,870（分配落）
第29計算期間末日 （平成22年 3月10日）	26,970,133,780（分配付） 26,723,179,083（分配落）	7,099（分配付） 7,034（分配落）
第30計算期間末日 （平成22年 4月12日）	28,751,368,931（分配付） 28,502,553,166（分配落）	7,511（分配付） 7,446（分配落）
第31計算期間末日 （平成22年 5月10日）	26,551,254,868（分配付） 26,301,379,108（分配落）	6,907（分配付） 6,842（分配落）
第32計算期間末日 （平成22年 6月10日）	26,207,697,914（分配付） 26,052,468,160（分配落）	6,753（分配付） 6,713（分配落）
第33計算期間末日 （平成22年 7月12日）	25,656,311,101（分配付） 25,506,544,731（分配落）	6,852（分配付） 6,812（分配落）
第34計算期間末日 （平成22年 8月10日）	24,937,016,860（分配付） 24,792,112,415（分配落）	6,884（分配付） 6,844（分配落）
第35計算期間末日 （平成22年 9月10日）	23,322,440,227（分配付） 23,182,543,868（分配落）	6,668（分配付） 6,628（分配落）
第36計算期間末日 （平成22年10月12日）	23,338,921,565（分配付） 23,204,485,112（分配落）	6,944（分配付） 6,904（分配落）
第37計算期間末日 （平成22年11月10日）	22,409,812,048（分配付） 22,278,527,215（分配落）	6,828（分配付） 6,788（分配落）
第38計算期間末日 （平成22年12月10日）	21,073,945,821（分配付） 20,947,484,923（分配落）	6,666（分配付） 6,626（分配落）
第39計算期間末日 （平成23年 1月11日）	20,289,680,431（分配付） 20,166,342,149（分配落）	6,580（分配付） 6,540（分配落）

第40計算期間末日 （平成23年 2月10日）	19,428,897,867（分配付） 19,309,326,100（分配落）	6,499（分配付） 6,459（分配落）
第41計算期間末日 （平成23年 3月10日）	18,788,189,523（分配付） 18,673,973,056（分配落）	6,580（分配付） 6,540（分配落）
第42計算期間末日 （平成23年 4月11日）	19,503,300,697（分配付） 19,392,630,355（分配落）	7,049（分配付） 7,009（分配落）
第43計算期間末日 （平成23年 5月10日）	17,770,627,972（分配付） 17,663,483,298（分配落）	6,634（分配付） 6,594（分配落）
第44計算期間末日 （平成23年 6月10日）	17,470,448,918（分配付） 17,366,385,678（分配落）	6,715（分配付） 6,675（分配落）
第45計算期間末日 （平成23年 7月11日）	17,050,647,694（分配付） 16,948,846,345（分配落）	6,700（分配付） 6,660（分配落）
第46計算期間末日 （平成23年 8月10日）	15,340,353,300（分配付） 15,241,237,919（分配落）	6,191（分配付） 6,151（分配落）
第47計算期間末日 （平成23年 9月12日）	14,957,967,275（分配付） 14,860,551,438（分配落）	6,142（分配付） 6,102（分配落）
第48計算期間末日 （平成23年10月11日）	13,837,608,917（分配付） 13,741,381,420（分配落）	5,752（分配付） 5,712（分配落）
第49計算期間末日 （平成23年11月10日）	13,730,379,887（分配付） 13,635,859,578（分配落）	5,811（分配付） 5,771（分配落）
第50計算期間末日 （平成23年12月12日）	13,232,481,062（分配付） 13,139,580,176（分配落）	5,697（分配付） 5,657（分配落）
第51計算期間末日 （平成24年 1月10日）	12,497,554,239（分配付） 12,406,229,721（分配落）	5,474（分配付） 5,434（分配落）
第52計算期間末日 （平成24年 2月10日）	13,358,294,661（分配付） 13,269,554,418（分配落）	6,021（分配付） 5,981（分配落）
第53計算期間末日 （平成24年 3月12日）	13,607,377,470（分配付） 13,521,297,682（分配落）	6,323（分配付） 6,283（分配落）
第54計算期間末日 （平成24年 4月10日）	13,009,406,317（分配付） 12,924,782,233（分配落）	6,149（分配付） 6,109（分配落）
第55計算期間末日 （平成24年 5月10日）	12,298,865,762（分配付） 12,215,125,597（分配落）	5,875（分配付） 5,835（分配落）
第56計算期間末日 （平成24年 6月11日）	11,765,291,426（分配付） 11,682,908,102（分配落）	5,712（分配付） 5,672（分配落）
第57計算期間末日 （平成24年 7月10日）	11,831,098,908（分配付） 11,749,820,171（分配落）	5,822（分配付） 5,782（分配落）
第58計算期間末日 （平成24年 8月10日）	11,882,910,502（分配付） 11,802,780,052（分配落）	5,932（分配付） 5,892（分配落）
第59計算期間末日 （平成24年 9月10日）	11,669,555,999（分配付） 11,590,490,509（分配落）	5,904（分配付） 5,864（分配落）
第60計算期間末日 （平成24年10月10日）	11,248,562,215（分配付） 11,171,705,287（分配落）	5,854（分配付） 5,814（分配落）
第61計算期間末日 （平成24年11月12日）	11,207,239,571（分配付） 11,132,239,523（分配落）	5,977（分配付） 5,937（分配落）
第62計算期間末日 （平成24年12月10日）	11,462,035,003（分配付） 11,389,486,374（分配落）	6,320（分配付） 6,280（分配落）
第63計算期間末日 （平成25年 1月10日）	11,957,412,682（分配付） 11,887,313,287（分配落）	6,823（分配付） 6,783（分配落）
第64計算期間末日 （平成25年 2月12日）	11,935,932,979（分配付） 11,870,272,810（分配落）	7,271（分配付） 7,231（分配落）
第65計算期間末日 （平成25年 3月11日）	11,448,417,322（分配付） 11,385,878,251（分配落）	7,322（分配付） 7,282（分配落）
第66計算期間末日 （平成25年 4月10日）	11,189,585,426（分配付） 11,131,224,413（分配落）	7,669（分配付） 7,629（分配落）
第67計算期間末日 （平成25年 5月10日）	10,927,403,448（分配付） 10,892,665,994（分配落）	7,864（分配付） 7,839（分配落）
第68計算期間末日 （平成25年 6月10日）	8,717,904,385（分配付） 8,686,218,196（分配落）	6,878（分配付） 6,853（分配落）
第69計算期間末日 （平成25年 7月10日）	8,055,648,269（分配付） 8,025,765,255（分配落）	6,739（分配付） 6,714（分配落）

第70計算期間末日 （平成25年 8月12日）	7,355,970,414（分配付） 7,327,702,124（分配落）	6,505（分配付） 6,480（分配落）
第71計算期間末日 （平成25年 9月10日）	6,856,701,086（分配付） 6,829,874,456（分配落）	6,390（分配付） 6,365（分配落）
第72計算期間末日 （平成25年10月10日）	6,685,263,246（分配付） 6,659,377,216（分配落）	6,456（分配付） 6,431（分配落）
第73計算期間末日 （平成25年11月11日）	6,399,053,775（分配付） 6,373,940,934（分配落）	6,370（分配付） 6,345（分配落）
第74計算期間末日 （平成25年12月10日）	6,271,108,953（分配付） 6,247,296,349（分配落）	6,584（分配付） 6,559（分配落）
第75計算期間末日 （平成26年 1月10日）	5,781,789,476（分配付） 5,759,557,312（分配落）	6,502（分配付） 6,477（分配落）
第76計算期間末日 （平成26年 2月10日）	5,345,119,337（分配付） 5,323,596,347（分配落）	6,209（分配付） 6,184（分配落）
第77計算期間末日 （平成26年 3月10日）	5,351,762,352（分配付） 5,330,712,780（分配落）	6,356（分配付） 6,331（分配落）
第78計算期間末日 （平成26年 4月10日）	5,305,133,502（分配付） 5,284,852,116（分配落）	6,539（分配付） 6,514（分配落）
第79計算期間末日 （平成26年 5月12日）	5,218,604,533（分配付） 5,198,762,777（分配落）	6,575（分配付） 6,550（分配落）
第80計算期間末日 （平成26年 6月10日）	5,152,721,687（分配付） 5,133,315,393（分配落）	6,638（分配付） 6,613（分配落）
第81計算期間末日 （平成26年 7月10日）	4,869,639,737（分配付） 4,851,144,922（分配落）	6,582（分配付） 6,557（分配落）
第82計算期間末日 （平成26年 8月11日）	4,618,849,604（分配付） 4,600,964,846（分配落）	6,456（分配付） 6,431（分配落）
第83計算期間末日 （平成26年 9月10日）	4,579,971,814（分配付） 4,562,664,799（分配落）	6,616（分配付） 6,591（分配落）
第84計算期間末日 （平成26年10月10日）	4,389,293,894（分配付） 4,372,512,402（分配落）	6,539（分配付） 6,514（分配落）
第85計算期間末日 （平成26年11月10日）	4,462,102,641（分配付） 4,445,791,321（分配落）	6,839（分配付） 6,814（分配落）
第86計算期間末日 （平成26年12月10日）	4,353,016,781（分配付） 4,337,504,550（分配落）	7,015（分配付） 6,990（分配落）
第87計算期間末日 （平成27年 1月13日）	4,091,626,501（分配付） 4,076,660,708（分配落）	6,835（分配付） 6,810（分配落）
第88計算期間末日 （平成27年 2月10日）	3,969,541,215（分配付） 3,954,796,939（分配落）	6,731（分配付） 6,706（分配落）
第89計算期間末日 （平成27年 3月10日）	3,498,104,904（分配付） 3,484,626,140（分配落）	6,488（分配付） 6,463（分配落）
第90計算期間末日 （平成27年 4月10日）	3,417,999,962（分配付） 3,404,962,629（分配落）	6,554（分配付） 6,529（分配落）
第91計算期間末日 （平成27年 5月11日）	3,268,370,277（分配付） 3,255,766,800（分配落）	6,483（分配付） 6,458（分配落）
第92計算期間末日 （平成27年 6月10日）	3,173,967,884（分配付） 3,161,700,779（分配落）	6,468（分配付） 6,443（分配落）
第93計算期間末日 （平成27年 7月10日）	2,998,319,112（分配付） 2,986,377,405（分配落）	6,277（分配付） 6,252（分配落）
第94計算期間末日 （平成27年 8月10日）	2,862,447,069（分配付） 2,850,871,169（分配落）	6,182（分配付） 6,157（分配落）
第95計算期間末日 （平成27年 9月10日）	2,501,134,934（分配付） 2,490,000,133（分配落）	5,616（分配付） 5,591（分配落）
第96計算期間末日 （平成27年10月13日）	2,547,555,719（分配付） 2,536,613,239（分配落）	5,820（分配付） 5,795（分配落）
第97計算期間末日 （平成27年11月10日）	2,484,208,835（分配付） 2,473,435,027（分配落）	5,764（分配付） 5,739（分配落）
第98計算期間末日 （平成27年12月10日）	2,363,807,640（分配付） 2,353,217,999（分配落）	5,580（分配付） 5,555（分配落）
第99計算期間末日 （平成28年 1月12日）	2,164,289,140（分配付） 2,153,831,375（分配落）	5,174（分配付） 5,149（分配落）

第100計算期間末日 （平成28年 2月10日）	2,120,341,855（分配付） 2,110,053,489（分配落）	5,152（分配付） 5,127（分配落）
第101計算期間末日 （平成28年 3月10日）	2,158,034,541（分配付） 2,147,804,668（分配落）	5,274（分配付） 5,249（分配落）
第102計算期間末日 （平成28年 4月11日）	2,085,252,494（分配付） 2,075,144,560（分配落）	5,157（分配付） 5,132（分配落）
第103計算期間末日 （平成28年 5月10日）	2,075,006,873（分配付） 2,064,923,581（分配落）	5,145（分配付） 5,120（分配落）
第104計算期間末日 （平成28年 6月10日）	2,020,117,033（分配付） 2,010,264,440（分配落）	5,126（分配付） 5,101（分配落）
第105計算期間末日 （平成28年 7月11日）	1,894,949,137（分配付） 1,885,239,652（分配落）	4,879（分配付） 4,854（分配落）
第106計算期間末日 （平成28年 8月10日）	1,918,820,238（分配付） 1,909,256,663（分配落）	5,016（分配付） 4,991（分配落）
第107計算期間末日 （平成28年 9月12日）	1,883,184,985（分配付） 1,873,700,514（分配落）	4,964（分配付） 4,939（分配落）
第108計算期間末日 （平成28年10月11日）	1,903,007,782（分配付） 1,893,587,450（分配落）	5,050（分配付） 5,025（分配落）
第109計算期間末日 （平成28年11月10日）	1,877,529,619（分配付） 1,868,166,962（分配落）	5,013（分配付） 4,988（分配落）
第110計算期間末日 （平成28年12月12日）	1,908,156,244（分配付） 1,898,939,833（分配落）	5,176（分配付） 5,151（分配落）
第111計算期間末日 （平成29年 1月10日）	1,897,841,931（分配付） 1,888,706,485（分配落）	5,194（分配付） 5,169（分配落）
第112計算期間末日 （平成29年 2月10日）	1,909,099,347（分配付） 1,900,015,453（分配落）	5,254（分配付） 5,229（分配落）
第113計算期間末日 （平成29年 3月10日）	1,857,601,792（分配付） 1,848,773,101（分配落）	5,260（分配付） 5,235（分配落）
第114計算期間末日 （平成29年 4月10日）	1,837,496,078（分配付） 1,828,699,207（分配落）	5,222（分配付） 5,197（分配落）
第115計算期間末日 （平成29年 5月10日）	1,849,195,789（分配付） 1,840,499,985（分配落）	5,316（分配付） 5,291（分配落）
第116計算期間末日 （平成29年 6月12日）	1,832,802,635（分配付） 1,824,102,605（分配落）	5,267（分配付） 5,242（分配落）
第117計算期間末日 （平成29年 7月10日）	1,886,554,839（分配付） 1,877,800,842（分配落）	5,388（分配付） 5,363（分配落）
第118計算期間末日 （平成29年 8月10日）	1,824,550,529（分配付） 1,815,958,344（分配落）	5,309（分配付） 5,284（分配落）
第119計算期間末日 （平成29年 9月11日）	1,812,816,006（分配付） 1,804,388,208（分配落）	5,377（分配付） 5,352（分配落）
第120計算期間末日 （平成29年10月10日）	1,774,408,563（分配付） 1,766,114,694（分配落）	5,349（分配付） 5,324（分配落）
第121計算期間末日 （平成29年11月10日）	1,738,018,166（分配付） 1,729,792,861（分配落）	5,283（分配付） 5,258（分配落）
第122計算期間末日 （平成29年12月11日）	1,741,688,038（分配付） 1,733,505,479（分配落）	5,321（分配付） 5,296（分配落）
平成28年12月末日	1,916,881,877	5,224
平成29年 1月末日	1,891,151,757	5,185
2月末日	1,881,760,650	5,232
3月末日	1,854,748,132	5,257
4月末日	1,827,892,950	5,227
5月末日	1,822,774,070	5,228
6月末日	1,871,862,498	5,344
7月末日	1,844,590,631	5,337
8月末日	1,839,064,025	5,387
9月末日	1,809,978,622	5,419
10月末日	1,733,670,781	5,260
11月末日	1,722,053,584	5,254
12月末日	1,731,303,584	5,362

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第3計算期間	65円
第4計算期間	65円
第5計算期間	65円
第6計算期間	65円
第7計算期間	65円
第8計算期間	65円
第9計算期間	65円
第10計算期間	65円
第11計算期間	65円
第12計算期間	65円
第13計算期間	65円
第14計算期間	65円
第15計算期間	65円
第16計算期間	65円
第17計算期間	65円
第18計算期間	65円
第19計算期間	65円
第20計算期間	65円
第21計算期間	65円
第22計算期間	65円
第23計算期間	65円
第24計算期間	65円
第25計算期間	65円
第26計算期間	65円
第27計算期間	65円
第28計算期間	65円
第29計算期間	65円
第30計算期間	65円
第31計算期間	65円
第32計算期間	40円
第33計算期間	40円
第34計算期間	40円
第35計算期間	40円
第36計算期間	40円
第37計算期間	40円
第38計算期間	40円
第39計算期間	40円
第40計算期間	40円
第41計算期間	40円
第42計算期間	40円
第43計算期間	40円
第44計算期間	40円
第45計算期間	40円
第46計算期間	40円
第47計算期間	40円
第48計算期間	40円
第49計算期間	40円
第50計算期間	40円
第51計算期間	40円
第52計算期間	40円
第53計算期間	40円
第54計算期間	40円
第55計算期間	40円
第56計算期間	40円
第57計算期間	40円
第58計算期間	40円
第59計算期間	40円

第60計算期間	40円
第61計算期間	40円
第62計算期間	40円
第63計算期間	40円
第64計算期間	40円
第65計算期間	40円
第66計算期間	40円
第67計算期間	25円
第68計算期間	25円
第69計算期間	25円
第70計算期間	25円
第71計算期間	25円
第72計算期間	25円
第73計算期間	25円
第74計算期間	25円
第75計算期間	25円
第76計算期間	25円
第77計算期間	25円
第78計算期間	25円
第79計算期間	25円
第80計算期間	25円
第81計算期間	25円
第82計算期間	25円
第83計算期間	25円
第84計算期間	25円
第85計算期間	25円
第86計算期間	25円
第87計算期間	25円
第88計算期間	25円
第89計算期間	25円
第90計算期間	25円
第91計算期間	25円
第92計算期間	25円
第93計算期間	25円
第94計算期間	25円
第95計算期間	25円
第96計算期間	25円
第97計算期間	25円
第98計算期間	25円
第99計算期間	25円
第100計算期間	25円
第101計算期間	25円
第102計算期間	25円
第103計算期間	25円
第104計算期間	25円
第105計算期間	25円
第106計算期間	25円
第107計算期間	25円
第108計算期間	25円
第109計算期間	25円
第110計算期間	25円
第111計算期間	25円
第112計算期間	25円
第113計算期間	25円
第114計算期間	25円
第115計算期間	25円
第116計算期間	25円
第117計算期間	25円
第118計算期間	25円

第119計算期間	25円
第120計算期間	25円
第121計算期間	25円
第122計算期間	25円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第3計算期間	1.66
第4計算期間	4.34
第5計算期間	3.82
第6計算期間	0.44
第7計算期間	1.09
第8計算期間	3.71
第9計算期間	1.75
第10計算期間	4.07
第11計算期間	6.58
第12計算期間	20.49
第13計算期間	4.48
第14計算期間	4.82
第15計算期間	0.17
第16計算期間	1.66
第17計算期間	0.12
第18計算期間	16.99
第19計算期間	2.33
第20計算期間	0.27
第21計算期間	3.21
第22計算期間	9.69
第23計算期間	3.05
第24計算期間	1.16
第25計算期間	0.08
第26計算期間	2.68
第27計算期間	6.77
第28計算期間	5.54
第29計算期間	3.33
第30計算期間	6.78
第31計算期間	7.23
第32計算期間	1.30
第33計算期間	2.07
第34計算期間	1.05
第35計算期間	2.57
第36計算期間	4.76
第37計算期間	1.10
第38計算期間	1.79
第39計算期間	0.69
第40計算期間	0.62
第41計算期間	1.87
第42計算期間	7.78
第43計算期間	5.35
第44計算期間	1.83
第45計算期間	0.37
第46計算期間	7.04
第47計算期間	0.14
第48計算期間	5.73
第49計算期間	1.73
第50計算期間	1.28
第51計算期間	3.23
第52計算期間	10.80
第53計算期間	5.71
第54計算期間	2.13



第55計算期間	3.83
第56計算期間	2.10
第57計算期間	2.64
第58計算期間	2.59
第59計算期間	0.20
第60計算期間	0.17
第61計算期間	2.80
第62計算期間	6.45
第63計算期間	8.64
第64計算期間	7.19
第65計算期間	1.25
第66計算期間	5.31
第67計算期間	3.08
第68計算期間	12.25
第69計算期間	1.66
第70計算期間	3.11
第71計算期間	1.38
第72計算期間	1.42
第73計算期間	0.94
第74計算期間	3.76
第75計算期間	0.86
第76計算期間	4.13
第77計算期間	2.78
第78計算期間	3.28
第79計算期間	0.93
第80計算期間	1.34
第81計算期間	0.46
第82計算期間	1.54
第83計算期間	2.87
第84計算期間	0.78
第85計算期間	4.98
第86計算期間	2.94
第87計算期間	2.21
第88計算期間	1.16
第89計算期間	3.25
第90計算期間	1.40
第91計算期間	0.70
第92計算期間	0.15
第93計算期間	2.57
第94計算期間	1.11
第95計算期間	8.78
第96計算期間	4.09
第97計算期間	0.53
第98計算期間	2.77
第99計算期間	6.85
第100計算期間	0.05
第101計算期間	2.86
第102計算期間	1.75
第103計算期間	0.25
第104計算期間	0.11
第105計算期間	4.35
第106計算期間	3.33
第107計算期間	0.54
第108計算期間	2.24
第109計算期間	0.23
第110計算期間	3.76
第111計算期間	0.83
第112計算期間	1.64
第113計算期間	0.59

第114計算期間	0.24
第115計算期間	2.28
第116計算期間	0.45
第117計算期間	2.78
第118計算期間	1.00
第119計算期間	1.76
第120計算期間	0.05
第121計算期間	0.77
第122計算期間	1.19

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

#### （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第3計算期間	2,497,947,005	102,897,087	14,606,708,706
第4計算期間	2,443,697,174	111,384,691	16,939,021,189
第5計算期間	1,856,932,106	82,496,909	18,713,456,386
第6計算期間	1,365,784,176	58,710,441	20,020,530,121
第7計算期間	1,438,753,662	58,100,252	21,401,183,531
第8計算期間	1,853,061,559	112,238,710	23,142,006,380
第9計算期間	1,825,967,364	178,120,902	24,789,852,842
第10計算期間	1,323,829,824	169,533,032	25,944,149,634
第11計算期間	1,731,545,685	138,350,667	27,537,344,652
第12計算期間	465,891,145	328,795,257	27,674,440,540
第13計算期間	295,557,079	451,946,425	27,518,051,194
第14計算期間	297,390,617	134,252,422	27,681,189,389
第15計算期間	223,162,360	270,705,532	27,633,646,217
第16計算期間	167,775,013	99,216,436	27,702,204,794
第17計算期間	136,782,826	226,451,479	27,612,536,141
第18計算期間	329,161,168	116,946,272	27,824,751,037
第19計算期間	366,005,755	37,513,821	28,153,242,971
第20計算期間	1,154,578,929	56,183,070	29,251,638,830
第21計算期間	1,487,479,580	130,757,461	30,608,360,949
第22計算期間	972,510,857	70,278,810	31,510,592,996
第23計算期間	1,140,493,172	108,332,484	32,542,753,684
第24計算期間	1,646,659,848	117,278,578	34,072,134,954
第25計算期間	946,155,083	224,533,920	34,793,756,117
第26計算期間	1,097,844,543	289,074,473	35,602,526,187
第27計算期間	1,244,309,680	191,829,283	36,655,006,584
第28計算期間	1,149,168,423	308,060,744	37,496,114,263
第29計算期間	759,089,274	262,173,148	37,993,030,389
第30計算期間	954,856,286	668,538,137	38,279,348,538
第31計算期間	452,070,882	288,994,689	38,442,424,731
第32計算期間	580,050,492	215,036,609	38,807,438,614
第33計算期間	179,217,081	1,545,063,153	37,441,592,542
第34計算期間	65,885,796	1,281,367,044	36,226,111,294
第35計算期間	105,610,395	1,357,631,927	34,974,089,762
第36計算期間	76,736,953	1,441,713,462	33,609,113,253
第37計算期間	65,156,347	853,061,203	32,821,208,397
第38計算期間	80,431,070	1,286,414,855	31,615,224,612
第39計算期間	64,197,907	844,851,842	30,834,570,677
第40計算期間	102,426,628	1,044,055,339	29,892,941,966
第41計算期間	100,950,666	1,439,775,776	28,554,116,856
第42計算期間	167,742,683	1,054,273,830	27,667,585,709
第43計算期間	54,967,717	936,384,773	26,786,168,653
第44計算期間	103,217,528	873,576,135	26,015,810,046
第45計算期間	123,349,821	688,822,487	25,450,337,380
第46計算期間	71,098,627	742,590,665	24,778,845,342

第47計算期間	84,697,641	509,583,702	24,353,959,281
第48計算期間	68,523,541	365,608,372	24,056,874,450
第49計算期間	56,939,257	483,736,321	23,630,077,386
第50計算期間	48,793,824	453,649,593	23,225,221,617
第51計算期間	51,542,442	445,634,498	22,831,129,561
第52計算期間	67,135,996	713,204,675	22,185,060,882
第53計算期間	40,754,375	705,868,202	21,519,947,055
第54計算期間	50,811,267	414,737,300	21,156,021,022
第55計算期間	41,092,172	262,071,885	20,935,041,309
第56計算期間	41,466,673	380,676,763	20,595,831,219
第57計算期間	47,528,381	323,675,304	20,319,684,296
第58計算期間	38,785,186	325,856,946	20,032,612,536
第59計算期間	55,386,436	321,626,339	19,766,372,633
第60計算期間	38,135,011	590,275,530	19,214,232,114
第61計算期間	39,562,616	503,782,492	18,750,012,238
第62計算期間	37,582,929	650,437,674	18,137,157,493
第63計算期間	38,266,707	650,575,371	17,524,848,829
第64計算期間	47,248,697	1,157,055,213	16,415,042,313
第65計算期間	35,760,030	816,034,563	15,634,767,780
第66計算期間	24,992,246	1,069,506,761	14,590,253,265
第67計算期間	18,740,437	714,011,938	13,894,981,764
第68計算期間	13,777,131	1,234,283,267	12,674,475,628
第69計算期間	12,252,455	733,522,084	11,953,205,999
第70計算期間	13,011,499	658,901,154	11,307,316,344
第71計算期間	11,578,663	588,242,957	10,730,652,050
第72計算期間	11,262,265	387,502,253	10,354,412,062
第73計算期間	10,680,252	319,955,548	10,045,136,766
第74計算期間	10,611,204	530,706,054	9,525,041,916
第75計算期間	9,314,752	641,490,933	8,892,865,735
第76計算期間	8,208,788	291,878,477	8,609,196,046
第77計算期間	9,392,344	198,759,431	8,419,828,959
第78計算期間	8,693,176	315,967,624	8,112,554,511
第79計算期間	7,600,470	183,452,196	7,936,702,785
第80計算期間	7,376,882	181,561,689	7,762,517,978
第81計算期間	7,305,261	371,896,867	7,397,926,372
第82計算期間	7,830,363	251,853,398	7,153,903,337
第83計算期間	6,972,224	238,069,245	6,922,806,316
第84計算期間	6,677,296	216,886,593	6,712,597,019
第85計算期間	6,387,950	194,456,669	6,524,528,300
第86計算期間	5,843,183	325,479,055	6,204,892,428
第87計算期間	5,470,653	224,045,587	5,986,317,494
第88計算期間	5,422,404	94,029,257	5,897,710,641
第89計算期間	5,399,972	511,604,978	5,391,505,635
第90計算期間	5,904,797	182,476,882	5,214,933,550
第91計算期間	5,335,892	178,878,637	5,041,390,805
第92計算期間	5,338,090	139,886,729	4,906,842,166
第93計算期間	5,269,560	135,428,654	4,776,683,072
第94計算期間	5,870,901	152,193,875	4,630,360,098
第95計算期間	6,121,815	182,561,186	4,453,920,727
第96計算期間	6,666,636	83,595,230	4,376,992,133
第97計算期間	6,242,208	73,710,747	4,309,523,594
第98計算期間	6,384,934	80,051,985	4,235,856,543
第99計算期間	8,236,699	60,986,931	4,183,106,311
第100計算期間	9,949,978	77,709,534	4,115,346,755
第101計算期間	7,825,044	31,222,281	4,091,949,518
第102計算期間	9,122,950	57,898,752	4,043,173,716
第103計算期間	6,449,496	16,306,406	4,033,316,806
第104計算期間	6,613,849	98,893,331	3,941,037,324
第105計算期間	9,186,421	66,429,628	3,883,794,117

第106計算期間	7,325,719	65,689,805	3,825,430,031
第107計算期間	6,707,058	38,348,408	3,793,788,681
第108計算期間	6,714,439	32,370,078	3,768,133,042
第109計算期間	11,429,690	34,499,909	3,745,062,823
第110計算期間	6,396,011	64,894,227	3,686,564,607
第111計算期間	6,534,655	38,920,757	3,654,178,505
第112計算期間	6,082,251	26,702,772	3,633,557,984
第113計算期間	6,176,064	108,257,503	3,531,476,545
第114計算期間	8,459,936	21,188,010	3,518,748,471
第115計算期間	7,089,543	47,516,351	3,478,321,663
第116計算期間	26,800,750	25,110,074	3,480,012,339
第117計算期間	31,803,612	10,217,141	3,501,598,810
第118計算期間	9,368,112	74,092,913	3,436,874,009
第119計算期間	10,009,346	75,763,986	3,371,119,369
第120計算期間	5,459,371	59,030,864	3,317,547,876
第121計算期間	7,829,557	35,255,106	3,290,122,327
第122計算期間	5,620,696	22,719,407	3,273,023,616

## &lt; 参考 &gt;

「マネー・マーケット・マザーファンド」

## ( 1 ) 投資状況

平成29年12月29日現在

資産の種類	国 / 地域名	時価合計	投資比率 (%)
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		1,280,676,960	100.00
純資産総額		1,280,676,960	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## ( 2 ) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

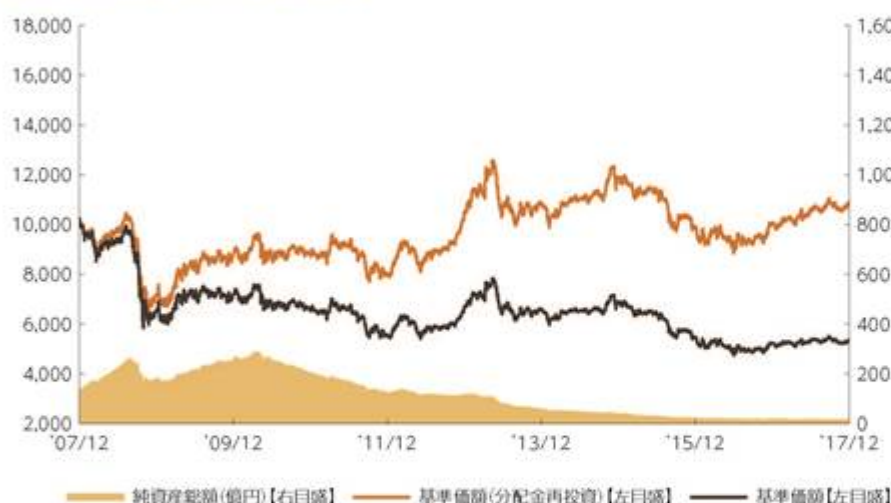
[ 参考情報 ]



## 運用実績

2017年12月29日現在

### ■基準価額・純資産の推移 2007年12月28日～2017年12月29日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	5,362円
純資産総額	17.3億円

### ■分配の推移

2017年12月	25円
2017年11月	25円
2017年10月	25円
2017年9月	25円
2017年8月	25円
2017年7月	25円

直近1年間累計	300円
設定来累計	4,880円

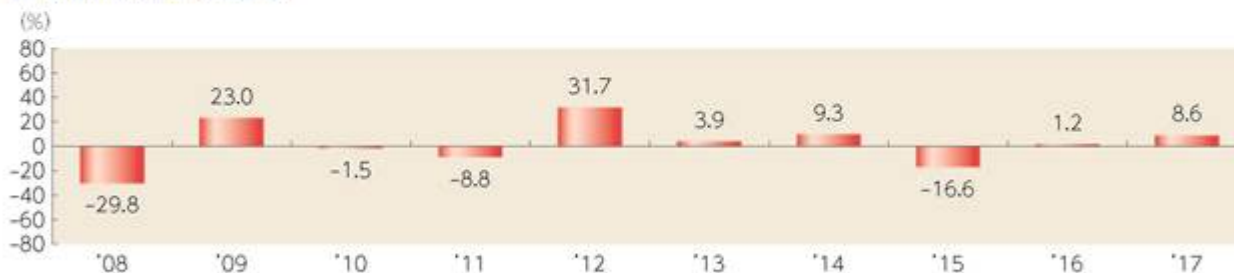
- 分配金は1万口当たり、税引前

### ■主要な資産の状況

組入上位銘柄	国・地域	クーポン	償還日	比率
1 INDONESIA (REPUBLIC OF)	インドネシア	8.375%	2024/03/15	14.4%
2 BRAZIL (FEDERATIVE REPUBLIC OF)	ブラジル	10.000%	2021/01/01	13.1%
3 SOUTH AFRICA (REPUBLIC OF)	南アフリカ	7.250%	2020/01/15	11.5%
4 PERU (REPUBLIC OF)	ペルー	6.350%	2028/08/12	9.9%
5 TURKEY (REPUBLIC OF)	トルコ	10.500%	2020/01/15	8.9%
6 MEXICO (UNITED MEXICAN STATES)	メキシコ	7.500%	2027/06/03	8.2%
7 POLAND (REPUBLIC OF)	ポーランド	5.500%	2019/10/25	7.4%
8 CHILE (REPUBLIC OF)	チリ	5.500%	2020/08/05	7.2%
9 REPUBLIC OF COLOMBIA	コロンビア	4.375%	2023/03/21	6.5%
10 POLAND (REPUBLIC OF)	ポーランド	3.750%	2018/04/25	5.2%

- ファンドの主要投資対象である「新興国現地通貨建債券ファンド F (適格機関投資家専用)」のマザーファンドである「新興国現地通貨建債券マザーファンド」の資産の状況、現地約定ベース
- クレジットリンク債は、連動する現地通貨建て新興国国債の国・地域
- 比率は当該マザーファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

### ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

申込みの受付	原則として、いつでも申込みができます。 ただし、以下の日は申込みができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日
申込単位	販売会社が定める単位
申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
申込価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
申込単位・申込価額の照会方法	申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。 ホームページアドレス <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a>
申込手数料	申込価額×2.7%（税抜2.5%）を上限として販売会社が定める手数料率 分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。 消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。
申込方法	取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとしします。 取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとしします。 なお、申込みには分配金受取りコース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）を選択する場合には、取得申込者と販売会社との間で別に定める累積投資契約（販売会社によっては別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を使用する場合があります、この場合は当該別の名称に読み替えます。）を締結するものとしします。申込みコースの取扱いには販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。 取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。
申込受付時間	原則、午後3時までに受け付けた取得申込み（当該申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の申込みとしします。当該時刻を過ぎての申込みは、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みを取り消すことがあります。

## 2【換金（解約）手続等】

解約の受付	原則として、いつでも解約の請求ができます。 ただし、以下の日は解約の請求ができません。 ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行の休業日 ロンドン証券取引所の休業日 ロンドンの銀行の休業日
解約単位	販売会社が定める単位

解約価額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 - 信託財産留保額
信託財産留保額	解約請求受付日の翌営業日の基準価額 × 0.1%
解約価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
解約価額の照会方法	解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a>
支払開始日	原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。
解約請求受付時間	原則、午後3時までに受け付けた解約請求（当該解約請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを）を当日の請求とします。当該時刻を過ぎての請求は、翌営業日に受け付けたものとして取り扱います。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
その他	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。 委託会社は、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。 受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

換金の詳細については販売会社にご確認ください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の算出方法	基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数 なお、当ファンドでは1万口当たりの価額で表示されます。 (注)「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。 (主な評価方法) マザーファンド：計算日における基準価額で評価します。 投資信託証券：原則として、計算日における基準価額で評価します。
基準価額の算出頻度	原則として、委託会社の毎営業日に計算されます。
基準価額の照会方法	基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。 また、原則として、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。 なお、下記においてもご照会いただけます。 三菱UFJ国際投信株式会社 お客様専用フリーダイヤル 0120-151034 (受付時間：毎営業日の9:00～17:00) ホームページアドレス <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a>

#### (2)【保管】

受益証券の 保管	該当事項はありません。
-------------	-------------

## (3) 【信託期間】

信託期間	平成19年8月14日から平成34年6月10日まで ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。
------	---

## (4) 【計算期間】

計算期間	原則として、毎月11日から翌月10日まで 上記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、この該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとし、最終計算期間の終了日はファンドの信託期間終了日とします。
------	---

## (5) 【その他】

ファンドの 償還条件等	委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還） ・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。 委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。
信託約款の 変更	委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。
ファンドの 償還等に 関する 開示方法	委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
異議申立て および 反対者の 買取請求権	受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヵ月以上）内に委託会社に対して異議を述べるすることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。
関係法人との 契約の更改	委託会社と販売会社との間で締結された「募集・販売の取扱い等に関する契約」の期間は、契約締結日から1ヵ年とし、期間満了3ヵ月前までに相手方に対し、何らの意思表示のないときは、同一の条件で契約を更新するものとし、その後も同様とします。



運用報告書	委託会社は、毎年6月および12月に終了する計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。
委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い	委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。
受託会社の辞任および解任に伴う取扱い	受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。
信託事務処理の再信託	受託会社は、ファンドの信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託します。日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。
公告	委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の権利の主な内容は以下の通りです。

収益分配金に対する請求権	<p>受益者は、委託会社の決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。</p> <p>「分配金受取りコース（一般コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul> <p>「分配金再投資コース（累積投資コース）」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収益分配金は、課税後、原則として毎計算期間の終了日（決算日）の翌営業日に、累積投資契約に基づいて再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。詳しくは販売会社にご確認ください。</li> </ul>
償還金に対する請求権	<p>受益者は、持分に応じて償還金を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・償還金は、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。</li> <li>・償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> <li>・受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失います。</li> </ul>
換金（解約）請求権	<p>受益者は、自己に帰属する受益権につき、解約を請求する権利を有します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・解約代金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。</li> </ul> <p>（「2 換金（解約）手続等」をご参照ください。）</p>

### 第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（平成29年6月13日から平成29年12月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## 【三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算型)】

## (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 [平成29年 6月12日現在]	当期 [平成29年12月11日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	72,023,067	60,092,275
投資信託受益証券	1,761,368,789	1,667,428,561
親投資信託受益証券	5,322,295	5,322,295
未収入金	-	11,900,000
流動資産合計	1,838,714,151	1,744,743,131
資産合計	1,838,714,151	1,744,743,131
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	8,700,030	8,182,559
未払解約金	4,326,468	1,659,252
未払受託者報酬	71,797	63,230
未払委託者報酬	1,507,747	1,327,799
未払利息	131	81
その他未払費用	5,373	4,731
流動負債合計	14,611,546	11,237,652
負債合計	14,611,546	11,237,652
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	3,480,012,339	3,273,023,616
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	1,655,909,734	1,539,518,137
(分配準備積立金)	108,772,491	96,726,783
元本等合計	1,824,102,605	1,733,505,479
純資産合計	1,824,102,605	1,733,505,479
負債純資産合計	1,838,714,151	1,744,743,131

## (2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期		当期	
	自	平成28年12月13日 至 平成29年 6月12日	自	平成29年 6月13日 至 平成29年12月11日
<b>営業収益</b>				
受取配当金		55,634,221		52,318,240
受取利息		398		352
有価証券売買等損益		39,736,892		27,259,772
<b>営業収益合計</b>		<b>95,371,511</b>		<b>79,578,364</b>
<b>営業費用</b>				
支払利息		15,089		17,934
受託者報酬		402,089		389,422
委託者報酬		8,443,912		8,177,700
その他費用		30,095		29,140
<b>営業費用合計</b>		<b>8,891,185</b>		<b>8,614,196</b>
営業利益又は営業損失( )		86,480,326		70,964,168
経常利益又は経常損失( )		86,480,326		70,964,168
当期純利益又は当期純損失( )		86,480,326		70,964,168
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		521,685		955,068
期首剰余金又は期首欠損金( )		1,787,624,774		1,655,909,734
剰余金増加額又は欠損金減少額		128,284,314		129,772,224
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		128,284,314		129,772,224
剰余金減少額又は欠損金増加額		29,287,179		32,914,014
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		29,287,179		32,914,014
分配金		53,240,736		50,475,713
期末剰余金又は期末欠損金( )		1,655,909,734		1,539,518,137

## (3) 【注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年6月10日および12月10日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間および当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は平成29年6月13日から平成29年12月11日までとなっております。

## (貸借対照表に関する注記)

	前期 [平成29年6月12日現在]	当期 [平成29年12月11日現在]
1 期首元本額	3,686,564,607円	3,480,012,339円
期中追加設定元本額	61,143,199円	70,090,694円
期中一部解約元本額	267,695,467円	277,079,417円
2 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	1,655,909,734円	1,539,518,137円
3 受益権の総数	3,480,012,339口	3,273,023,616口
4 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.5242円 (5,242円)	0.5296円 (5,296円)

## (損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期(自平成28年12月13日 至 平成29年6月12日)

## 1 分配金の計算過程

(自平成28年12月13日 至 平成29年1月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	10,306,492円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	19,198,754円
分配準備積立金額	D	119,540,260円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	149,045,506円
当ファンドの期末残存口数	F	3,654,178,505口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	407円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	9,135,446円

(自平成29年1月11日 至 平成29年2月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	8,615,948円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	19,290,066円
分配準備積立金額	D	119,843,379円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	147,749,393円
当ファンドの期末残存口数	F	3,633,557,984口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	406円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	9,083,894円

(自平成29年2月11日 至 平成29年3月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	6,874,550円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	18,945,506円
分配準備積立金額	D	115,872,715円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	141,692,771円
当ファンドの期末残存口数	F	3,531,476,545口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	401円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金額	I=F*H/10,000	8,828,691円

(自平成29年3月11日 至 平成29年4月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	7,955,898円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	

収益調整金額	C	19,148,804円
分配準備積立金額	D	113,246,736円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	140,351,438円
当ファンドの期末残存口数	F	3,518,748,471口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	398円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,796,871円

(自平成29年4月11日 至 平成29年5月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	9,368,423円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	19,153,136円
分配準備積立金額	D	110,911,777円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	139,433,336円
当ファンドの期末残存口数	F	3,478,321,663口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	400円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,695,804円

(自平成29年5月11日 至 平成29年6月12日)		
費用控除後の配当等収益額	A	6,676,709円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	20,017,443円
分配準備積立金額	D	110,795,812円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	137,489,964円
当ファンドの期末残存口数	F	3,480,012,339口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	395円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,700,030円

当期(自平成29年6月13日 至 平成29年12月11日)

1 分配金の計算過程

(自平成29年6月13日 至 平成29年7月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	8,397,260円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	21,133,926円
分配準備積立金額	D	108,459,207円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	137,990,393円
当ファンドの期末残存口数	F	3,501,598,810口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	394円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,753,997円

(自平成29年7月11日 至 平成29年8月10日)		
費用控除後の配当等収益額	A	7,998,210円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	21,027,995円
分配準備積立金額	D	105,855,553円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	134,881,758円
当ファンドの期末残存口数	F	3,436,874,009口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	392円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,592,185円

(自平成29年8月11日 至 平成29年9月11日)		
費用控除後の配当等収益額	A	8,625,640円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	20,926,676円
分配準備積立金額	D	102,978,380円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	132,530,696円
当ファンドの期末残存口数	F	3,371,119,369口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	393円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,427,798円

（自平成29年9月12日 至 平成29年10月10日）		
費用控除後の配当等収益額	A	8,475,713円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	20,758,570円
分配準備積立金額	D	101,395,648円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	130,629,931円
当ファンドの期末残存口数	F	3,317,547,876口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	393円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,293,869円

（自平成29年10月11日 至 平成29年11月10日）		
費用控除後の配当等収益額	A	6,048,145円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	20,829,355円
分配準備積立金額	D	100,515,985円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	127,393,485円
当ファンドの期末残存口数	F	3,290,122,327口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	387円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,225,305円

（自平成29年11月11日 至 平成29年12月11日）		
費用控除後の配当等収益額	A	7,237,402円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	
収益調整金額	C	20,888,082円
分配準備積立金額	D	97,671,940円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	125,797,424円
当ファンドの期末残存口数	F	3,273,023,616口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	384円
1万口当たり分配金額	H	25円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	8,182,559円

## （金融商品に関する注記）

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	（自平成28年12月13日 至平成29年6月12日）	（自平成29年6月13日 至平成29年12月11日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同 左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同 左
	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。	同 左
	また、運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期	当期
	[平成29年6月12日現在]	[平成29年12月11日現在]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	同 左
	デリバティブ取引は、該当事項はありません。	同 左

3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	同 左
	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同 左

## (有価証券に関する注記)

## 売買目的有価証券

種 類	前期 [平成29年6月12日現在]	当期 [平成29年12月11日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	15,181,239	14,482,588
親投資信託受益証券		
合計	15,181,239	14,482,588

## (デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

## (関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種 類	銘 柄	口数	評 価 額	備 考
投資信託受益証券	新興国現地通貨建債券ファンド F（適格機関投資家専用）	3,218,352,753	1,667,428,561	
	投資信託受益証券 小計	3,218,352,753	1,667,428,561	
親投資信託受益証券	マネー・マーケット・マザーファンド	5,226,135	5,322,295	
	親投資信託受益証券 小計	5,226,135	5,322,295	
合計			1,672,750,856	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## &lt;参考&gt;

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

## 「マネー・マーケット・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

	[平成29年6月12日現在]	[平成29年12月11日現在]
	金 額 (円)	金 額 (円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	63,196,335	98,520,447
現先取引勘定	1,599,999,487	1,199,999,835
流動資産合計	1,663,195,822	1,298,520,282
資産合計	1,663,195,822	1,298,520,282
負債の部		
流動負債		
未払解約金	11,114	51,264
未払利息	115	133
流動負債合計	11,229	51,397
負債合計	11,229	51,397
純資産の部		
元本等		



元本	1,633,149,482	1,275,034,333
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	30,035,111	23,434,552
元本等合計	1,663,184,593	1,298,468,885
純資産合計	1,663,184,593	1,298,468,885
負債純資産合計	1,663,195,822	1,298,520,282

(注1)親投資信託の計算期間は、原則として、毎年5月21日から11月20日まで、および11月21日から翌年5月20日までであります。

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

該当事項はありません。

## (貸借対照表に関する注記)

	[平成29年6月12日現在]	[平成29年12月11日現在]
1 期首	平成28年12月13日	平成29年6月13日
期首元本額	1,664,994,060円	1,633,149,482円
期首からの追加設定元本額	376,538,257円	215,905,174円
期首からの一部解約元本額	408,382,835円	574,020,323円
元本の内訳*		
三菱UFJ DC金利連動アロケーション型バランス ファンド	291,186,610円	319,311,876円
三菱UFJ 新興国通貨建て債券ファンド(毎月決算 型)	5,226,135円	5,226,135円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<円 コース>(毎月分配型)	8,898,354円	8,898,354円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<米 ドルコース>(毎月分配型)	1,628,029円	1,048,688円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ< ユーロコース>(毎月分配型)	62,265円	62,265円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪 ドルコース>(毎月分配型)	47,179,877円	31,213,655円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブ ラジルリアルコース>(毎月分配型)	94,134,350円	94,134,350円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<南 アフリカランドコース>(毎月分配型)	635,856円	635,856円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<ト ルコリラコース>(毎月分配型)	3,078,471円	3,078,471円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<マ ネーブルファンド>	249,963,229円	172,150,544円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<中 国元コース>(毎月分配型)	89,620円	89,620円
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<イ ンドネシアルピアコース>(毎月分配型)	1,033,322円	1,033,322円
ブラデスコ ブラジル成長株オープン・マネーブル・ ファンド	14,285,402円	
三菱UFJ 新興国債券ファンド 通貨選択シリーズ<資 源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	212,322円	212,322円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(毎月 分配型)	26,506,400円	26,506,400円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド (毎月分配型)	2,272,200円	2,272,200円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドル コース>(毎月分配型)	15,211,722円	15,211,722円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジ ルリアルコース>(毎月分配型)	457,302円	457,302円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択 シリーズ<円コース>(毎月分配型)	358,088円	358,088円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択 シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	2,100,667円	2,100,667円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択 シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	3,836,590円	3,836,590円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択 シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配 型)	393,503円	344,406円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択 シリーズ<マネーブルファンド>	5,744,686円	5,753,399円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シ リーズ<円コース>(毎月分配型)	9,071,898円	9,071,898円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シ リーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	3,037,917円	2,016,707円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シ リーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	1,970,066円	1,970,066円

三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	43,682,881円	43,682,881円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	551,512円	1,513,806円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<アジアバスケット通貨コース>(毎月分配型)	407,171円	407,171円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<マネーブルファンド>	78,440,316円	75,593,046円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	1,364,852円	1,364,852円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ユーロコース>(毎月分配型)	600,566円	600,566円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	1,647,957円	1,647,957円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	3,148,614円	1,979,971円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<資源国バスケット通貨コース>(毎月分配型)	67,305円	140,355円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド 通貨選択シリーズ<マネーブルファンド>	3,491,478円	996,253円
三菱UFJ 欧州ハイイールド債券ファンド ユーロ円プレミアム(毎月分配型)	31,208,972円	31,208,972円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジあり)	756,099円	6,336,371円
欧州ハイイールド債券ファンド(為替ヘッジなし)	684,529円	5,622,977円
三菱UFJ 米国リートファンドA<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	491,836円	491,836円
三菱UFJ 米国リートファンドB<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	98,368円	98,368円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコベソコース>(毎月分配型)	12,561,714円	12,561,714円
PIMCO ニューワールド円インカムファンド(年2回分配型)	69,931円	69,931円
PIMCO ニューワールド米ドルインカムファンド(年2回分配型)	158,381円	158,381円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<豪ドルコース>(年2回分配型)	20,660円	20,660円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<ブラジルリアルコース>(年2回分配型)	40,278円	40,278円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<メキシコベソコース>(年2回分配型)	955,887円	955,887円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<メキシコベソコース>(毎月分配型)	1,559,264円	1,559,264円
三菱UFJ 新興国高利回り社債ファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	924,121円	4,881,309円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	19,658円	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<メキシコベソコース>(毎月分配型)	19,658円	19,658円
ピクテ・グローバル・インカム株式オープン 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	19,658円	19,658円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	491,449円	491,449円
三菱UFJ 米国高配当株式プラス<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	9,828,976円	9,828,976円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	12,234,366円	12,234,366円
PIMCO ニューワールドインカムファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	348,598円	348,598円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)	1,936,118円	1,936,118円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	9,829円	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替リスク軽減型>(年1回決算型)	9,829円	9,829円
バリュー・ボンド・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	9,829円	9,829円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(毎月分配型)	9,834,580円	9,834,580円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(毎月分配型)	13,128,307円	13,128,307円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(毎月分配型)	3,730,759円	3,730,759円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(毎月分配型)	14,819,878円	14,819,878円

三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコベソコース>(毎月分配型)	3,123,514円	3,123,514円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(毎月分配型)	1,312,527円	6,722,976円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>(毎月分配型)	24,184,985円	24,184,985円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<円コース>(年2回分配型)	3,737,703円	3,737,703円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<米ドルコース>(年2回分配型)	4,117,720円	4,117,720円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<豪ドルコース>(年2回分配型)	686,803円	686,803円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ブラジルリアルコース>(年2回分配型)	961,645円	961,645円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<メキシコベソコース>(年2回分配型)	608,110円	608,110円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<トルコリラコース>(年2回分配型)	105,642円	243,113円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<ロシアルーブルコース>(年2回分配型)	1,809,102円	1,809,102円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドA>	2,984,787円	38,413,426円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 通貨選択シリーズ<マネーボールファンドB>	979,546円	979,536円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(毎月決算型)	8,473,583円	8,473,583円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	8,859,081円	8,859,081円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<米ドルヘッジ型>(年1回決算型)	2,464,335円	2,464,335円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	2,065,331円	2,065,331円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Cコース(為替ヘッジなし)(年1回決算型)	983円	983円
ピムコ・エマージング・ボンド・オープン Dコース(為替ヘッジあり)(年1回決算型)	983円	983円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>(毎月分配型)	5,920,244円	5,920,244円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>(毎月分配型)	9,387,547円	9,387,547円
三菱UFJ / ピムコ トータル・リターン・ファンド 2014	256,356円	256,356円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(毎月決算型)	3,545,187円	3,545,187円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	8,124,755円	8,124,755円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジあり>(年1回決算型)	2,990,177円	2,990,177円
米国バンクローン・オープン<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	3,377,211円	3,377,211円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(毎月分配型)	3,175,643円	8,478,079円
PIMCO インカム戦略ファンド<円インカム>(年2回分配型)	679,527円	4,145,749円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)	8,067,104円	8,067,104円
PIMCO インカム戦略ファンド<米ドルインカム>(年2回分配型)	1,551,577円	1,551,577円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	9,991,470円	20,075,917円
PIMCO インカム戦略ファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	1,616,484円	1,616,484円
三菱UFJ / AMP オーストラリア・ハイインカム債券ファンド 豪ドル円プレミアム(毎月決算型)	25,537,767円	25,537,767円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム(毎月分配型)	25,781,668円	16,492,587円
三菱UFJ 米国バンクローンファンド 米ドル円プレミアム(年2回分配型)	4,824,746円	3,165,280円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>(毎月分配型)	128,636円	128,636円
PIMCO 米国バンクローンファンド<円インカム>(年2回分配型)	79,540円	79,540円
PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>(毎月分配型)	1,375,824円	1,375,824円

PIMCO 米国バンクローンファンド<米ドルインカム>(年2回分配型)	1,071,396円	1,071,396円
マルチストラテジー・ファンド(ラップ向け)	491,015円	491,015円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>(毎月分配型)	564,702円	564,702円
PIMCO 米国バンクローンファンド<世界通貨分散コース>(年2回分配型)	89,371円	89,371円
三菱UFJ 債券バランスファンド<為替リスク軽減型>(毎月決算型)	983円	983円
三菱UFJ 債券バランスファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)	983円	983円
三菱UFJ 債券バランスファンド<為替リスク軽減型>(年1回決算型)	983円	983円
三菱UFJ 債券バランスファンド<為替ヘッジなし>(年1回決算型)	983円	983円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<米ドル投資型>(3ヵ月決算型)	3,063,931円	3,063,931円
三菱UFJ Jリート不動産株ファンド<Wプレミアム>(毎月決算型)	6,324,266円	6,324,266円
マクロ・トータル・リターン・ファンド	9,820円	9,820円
スマート・プロテクター90(限定追加型)2016-12	6,313,826円	6,313,826円
米国政策テーマ株式オープン(為替ヘッジあり)	412,412円	412,412円
米国政策テーマ株式オープン(為替ヘッジなし)	1,188,139円	1,188,139円
スマート・プロテクター90オープン	981,933円	981,933円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジあり>(資産成長型)	982円	256,285円
米国バンクローンファンド<為替ヘッジなし>(資産成長型)	982円	305,382円
テンブルトン新興国小型株ファンド		49,097円
ビムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>(毎月決算型)		982円
ビムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<限定為替ヘッジあり>(年2回決算型)		982円
ビムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>(毎月決算型)		982円
ビムコ・インカム・ストラテジー・ファンド<為替ヘッジなし>(年2回決算型)		982円
N a v i o インド債券ファンド	885,566円	885,566円
N a v i o マネーボールファンド	4,214,614円	1,813,832円
三菱UFJ インド債券オープン(毎月決算型)	39,351円	39,351円
三菱UFJ バランス・イノベーション(債券重視型)	315,194,509円	
三菱UFJ / AMP オーストラリアREITファンド<Wプレミアム>(毎月決算型)	11,293,333円	11,293,333円
バンクローンファンドUSA(為替ヘッジあり)2014-08	11,276,260円	
マネーボールファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	9,993,092円	9,991,458円
MUAMトピックスリスクコントロール(5%)インデックスファンド(FOFs用)(適格機関投資家限定)	6,512,338円	356,403円
ビムコ・エマージング・ボンド・オープン Aコース(為替ヘッジなし)	10,766,608円	10,766,608円
ビムコ・エマージング・ボンド・オープン Bコース(為替ヘッジあり)	21,620,196円	21,620,196円
(合計)	1,633,149,482円	1,275,034,333円
2 受益権の総数	1,633,149,482口	1,275,034,333口
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0184円 (10,184円)	1.0184円 (10,184円)

\* 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

## (金融商品に関する注記)

## 1 金融商品の状況に関する事項

区分	(自平成28年12月13日 至平成29年6月12日)	(自平成29年6月13日 至平成29年12月11日)
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

3 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左
------------------	--	-----

## 2 金融商品の時価等に関する事項

区 分	[ 平成29年6月12日現在 ]	[ 平成29年12月11日現在 ]
1 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同 左
2 時価の算定方法	<p>売買目的有価証券は、該当事項はありません。</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>同 左</p> <p>同 左</p> <p>同 左</p>
3 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	当ファンドに投資する証券投資信託の注記表（金融商品に関する注記）に記載しております。	同 左

（有価証券に関する注記）  
該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）  
取引の時価等に関する事項  
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）  
該当事項はありません。

## （3）附属明細表

## 第1 有価証券明細表

（1）株式  
該当事項はありません。

（2）株式以外の有価証券  
該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表  
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表  
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】  
【純資産額計算書】

平成29年12月29日現在  
(単位:円)

資産総額	1,736,385,300
負債総額	5,081,716
純資産総額( - )	1,731,303,584
発行済口数	3,228,728,586 口
1口当たり純資産価額( / )	0.5362 ( 1万口当たり 5,362 )

<参考>

「マネー・マーケット・マザーファンド」の現況  
純資産額計算書

平成29年12月29日現在  
(単位:円)

資産総額	1,280,677,140
負債総額	180
純資産総額( - )	1,280,676,960
発行済口数	1,257,565,889 口
1口当たり純資産価額( / )	1.0184 ( 1万口当たり 10,184 )

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### （1）名義書換

委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

したがって、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### （2）受益者等に対する特典

該当事項はありません。

### （3）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

### （4）受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### （5）受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

### （6）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と合意のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

### （7）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

報告書代替書面における「委託会社等の概況」の記載のとおりです。

報告書代替書面については、（<https://www.am.mufg.jp/corp/profile/accounting.html>）でもご覧いただけます。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

報告書代替書面における「事業の内容及び営業の概況」の記載のとおりです。

#### 3【委託会社等の経理状況】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の「冒頭書面」の記載のとおりです。

##### （1）【貸借対照表】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（1）「貸借対照表」の記載のとおりです。

##### （2）【損益計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（2）「損益計算書」の記載のとおりです。

##### （3）【株主資本等変動計算書】

報告書代替書面における「委託会社等の経理状況」の（3）「株主資本等変動計算書」の記載のとおりです。



#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

**第2【その他の関係法人の概況】****1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円（平成29年9月末現在）

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

**(2) 販売会社**

名称	資本金の額 (平成29年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社琉球銀行	54,127 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

**2【関係業務の概要】**

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

**3【資本関係】**

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（平成29年12月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の51.0%（107,855株）、株式会社三菱東京UFJ銀行は15.0%（31,757株）を所有しています。

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

### 第3【参考情報】

1 当特定期間において、次の書類を関東財務局長に提出しております。

平成29年11月20日 臨時報告書

平成29年9月11日 有価証券報告書、有価証券届出書

平成29年8月23日 臨時報告書

2 その他

- (1) 目論見書の表紙にロゴマーク、図案およびキャッチ・コピーを採用すること、またファンドの形態、申込みに係る事項などを記載することがあります。
- (2) 投資信託説明書（請求目論見書）に信託約款を掲載します。
- (3) 目論見書に以下の内容を記載することがあります。
- ・当ファンドの受益権の価額は、公社債等の有価証券市場の相場変動、組入有価証券の発行者の信用状況の変化、為替市場の相場変動等の影響により変動し、下落する場合があります。したがって、投資家のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
  - ・当ファンドは、一定の運用成果を保証するものではありません。
  - ・運用により信託財産に生じた損益はすべて投資家のみなさまに帰属します。
  - ・投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
  - ・金融商品取引業者以外の金融機関は、投資者保護基金に加入しておりません。
  - ・当ファンドは、課税上、株式投資信託として取り扱われます。
- (4) 目論見書は電磁的方法により提供されるほか、インターネット、電子媒体等に掲載されることがあります。
- (5) 投信評価機関、投信評価会社等からファンドに対するレーティングを取得し、当該レーティングを使用することがあります。
- (6) 目論見書は「投資信託説明書」を別称として使用します。
- (7) 目論見書に委託会社のホームページアドレスのほか、モバイルサイトのアドレス（当該アドレスをコード化した図形等を含みます。）等を掲載し、当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨のご案内を記載することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成30年1月17日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）の平成29年6月13日から平成29年12月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

**財務諸表に対する経営者の責任**

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

**監査人の責任**

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

**監査意見**

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ新興国通貨建て債券ファンド（毎月決算型）の平成29年12月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

**利害関係**

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。